

勤務形態一覧表の作成

次のいずれかに該当する場合、勤務形態は「B(常勤兼務)」または「D(非常勤兼務)」になります。
 (1)介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護の両方の業務に従事する場合
 (2)短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の両方の業務に従事する場合
 (3)当該事業所の他の職務を兼務する場合

介護老人福祉施設に(介護予防)短期入所生活介護を併設する場合、両方のサービス名を記入してください。

従業者の勤務の体

(R3年6月分) サービス種類 (介護老人福祉施設・(介護予防)短期入所生活介護)

事業所番号() 事業所名()

常勤職員は、他の職務を兼務していない場合、常勤換算は1となります。シフトの都合等で勤務時間が多い場合でも、1を超えることはありません。

ver.2

職種	勤務形態	氏名	事業所番号												事業所名												合計	常勤換算後の人数				
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12						
			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	合計
生活相談員	B	社会福祉士 鎌倉 五郎		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	176	1
	B	社会福祉主事 二宮 四郎		4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	4	84	0.5
看護職員	B	看護師 神奈川 太郎	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	168	1	
	B	看護師 横浜 花子												4	4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	84	0.5	
	D	准看護師 川崎 菊代																										6	42	0.2		
機能訓練指導員	B	看護師 相模 三郎	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	176	1	
介護職員	B	介護福祉士 横須賀 二郎	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	176	1
	B	二宮 四郎		4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	4			4	4	4	4			4	4	84	0.5	

正社員＝「常勤」、パート＝「非常勤」という意味ではありません。

他職種を兼務する場合、勤務時間を職種毎に割り振る必要があります。
 ※ただし、次の場合は、例外的にダブルカウントが認められています。
 (1)介護支援専門員が当該施設の他の職種を兼務する場合
 (2)看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合で、当該職員によって個別機能訓練加算、機能訓練指導体制加算及び看護体制加算のいずれも算定していない場合

有資格者の配置が必要な職種については、必ず資格名を記入してください。

日常生活継続支援加算やサービス提供体制強化加算(I)を算定する場合、介護福祉士資格を保有する介護職員は資格欄に記入してください。

夜勤職員には○印を付けてください。

常勤職員の休暇等の期間は、暦月で1月を超えるものでない限り、常勤換算の計算上は勤務したものとみなすことができます。その場合、勤務時間欄には「休」と記入し、勤務時間の合計に含めてください。
 ※非常勤職員の休暇は常勤換算の計算に含めることはできません。

勤務形態 A 常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 5 日 (a) 週 40 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 8 時間 (c) 常勤職員によって勤務すべき曜日が同じ場合と異なる場合で計算方法が異なります。

6月の常勤職員が通常勤務すべき日数 21.4 日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数
 常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 ← (月の日数-28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 171.2 時間 (e)

常勤換算 常勤専従職員(短期入所との兼務は専従とみなす)の人数+(非常勤職員等の勤務時間数合計÷常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))

